

市長行政報告

(令和6年第4回多摩市議会定例会)

報告事項が２件ございます。

第１件目として、１０月及び１１月に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、１０月２５日に開催された令和６年度第５回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項５件のうち、主な３件について報告いたします。

１件目は、総務局から「能登半島地震を踏まえた都の防災対策の方向性」について説明がありました。

東京都はこれまで、地域防災計画やTOKYO 強靱化プロジェクトなどに基づき、国、区市町村、関係機関等とも連携し、東京全体の災害対応力向上に向けて、建物の耐震化・不燃化、無電柱化等のハード対策や、物資の流通体制の整備、ライフラインの強靱化などの幅広い対策を実施しているところです。

今回、能登半島地震の教訓を生かし、これまで取り組んできた防災対策を更に加速するとともに、東京の特性に応じた取組を充実させていくとの説明がありました。予防、応急、復旧・復興等といったそれぞれのフェーズに応じた

東京都における主な課題と対策の方向性を抽出し、TOKYO 強靱化プロジェクト等とも連携を図りながら、今後策定予定の新たな東京防災プラン等へ反映し、東京都の防災対策を着実に推進していくとのことです。

2 件目は、下水道局から「流域下水道維持管理負担金の改定」について説明がありました。

多摩地域の下水道は、市町村が管理する公共下水道と、都が管理する流域下水道により構成され、流域下水道の維持管理は、市町村からの「維持管理負担金」により運営しています。昭和

57 年度以降、市町村の負担に配慮し、
不断の企業努力と利益剰余金の活用によ
って実質的に負担金単価を維持し、
赤字基調になって以降は剰余金残高の
延命を図りながら、負担金単価の見直
しについて検討してきたところ、近年
の物価高騰により、維持管理費が急増
し赤字が拡大したことで、今後利益剰
余金が枯渇し累積欠損が生じる見込み
とのこと。流域下水道の安定した事業
運営に向け、市町村とも連携し、引き
続き検討を続けるとの説明がありました。
た。

3 件目は、総務局から「令和 6 年度

**第 1 回 都市町村協議会」について説明
がありました。**

**11 月 28 日に東京都側は知事、副知
事、教育長、技監、局長級の出席、市町
村側からは東京都市長会の会長、私を
含めた副会長等 13 名の出席、町村会か
ら会長等 4 名の出席のもと、都市町村
協議会を開催するとの説明がありまし
た。議事としては、令和 7 年度東京都
予算編成に対する市町村要望について
のほか、東京の防災対策について意見
交換を行う予定です。**

**続いて議案審議事項 2 件について報
告いたします。**

議案第 1 号の「令和 7 年度東京都予算編成に対する最重点要望（案）」については、都市町村協議会において東京都に対し提出する最重点要望について審議され、承認されました。

なお、最重点要望事項は「令和 7 年度予算編成について」が 7 項目、「子どもの医療費助成制度の拡充について」が 2 項目の計 9 項目となっています。

議案第 2 号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項ですが、「子育て世代の経済負担軽減に関する緊急要望」「会長

専決処分」、「各種団体からの要請」について報告され、了承されました。

続きまして、11月27日に開催された令和6年度第6回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が3件あり、主な連絡事項1件について報告いたします。

環境局から「一般廃棄物収集運搬業務の委託契約」について説明がありました。

東京都は、今年6月に各自治体の委託業務の働き方改革や暑さ対策の取組、契約の方法等を調査し、各自治体にフィー

ドバックをする中、国は、９月３０日に物価上昇等の状況を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のため、対応すべき重要事項を通知し、１０月１１日に都知事名で各首長へ通知したとの話がありました。この動きを受け、国の通知に適切に対応し、委託業務の適正かつ継続的・安定的な処理が確保されるよう、東京都としては自治体に対して支援していくとのことです。

具体的には、国の通知への適切な対応に向けた取組として、対応状況をアンケート調査、個別ヒアリングを通して実態

把握をし、東京都としてはモデル契約書、業務マニュアル等を参考として自治体に対して提供していくことで支援を行っていききたいとの説明がありました。

続いて議案審議事項４件について報告いたします。

議案第１号の「令和７年度東京都予算編成に対する最重点要望（案）」については、前回第５回東京都市長会での審議に引き続き、要望書のうち「子どもの医療費助成制度の拡充について」の２項目について一部改正することが承認されました。

議案第２号の「事務処理特例による移譲事務の取扱い」については、移譲事務の内容について、各市を対象とする事務及び八王子市、町田市を除く各市を対象市とする２件の事務に関する東京都からの提案であり、東京都市企画財政担当部長会における協議結果が報告され、承認されました。

議案第３号の「令和７年度東京都市長会分担金」については、各市の分担金について承認されました。多摩市の分担金は２６９万６千円で、今年度から７千円の増額となります。

議案第４号の「各種審議会委員等の推

せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項ですが、「高校生等医療費助成事業に関する市町村と都との協議の場」「会長専決処分」「東京自治会館本館の再整備～仮設事務所の概要と令和7年度に向けた取組～」について報告され、了承されました。

また、会議の最後に、私から現在議論となっている103万円の壁については、30年間手を付けられず、働き控えにもつながるものであり、この壁を取り払っていくことが良いのではないかと。ただし、

壁の見直しについて、特に影響が大きいのは市町村等の基礎自治体であり、国に対しては拙速に進めるのではなく、税制全体の見直しを進めるとともに、地方自治体の声に耳を傾けてほしいと発言をし、他の市長からも同様の意見が挙がりました。

第2件目として、

「一般競争入札参加事業者による損害賠償請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件は、総合評価落札方式による条件付一般競争入札に参加し、落札できなかった入札参加事業者が、本市に対し、入札参加資格確認申請後の配置予定技術者の変更を認めなかった対応等が違法である旨主張し、国家賠償法１条１項に基づき、損害賠償として１，８７０万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた訴訟です。

本件については、令和３年６月に提訴されたこと、本年３月に相手方の請求を棄却する旨の第一審判決が言い渡されたこと、相手方がこの判決を不服として控訴したことは、これまでにご報告した

とおりです。

控訴審での審理を経て、本年９月３日に控訴審判決の言渡しがありましたので、その内容についてご報告いたします。

控訴審判決においても、

入札の公正・公平性を確保すべく、やむを得ない場合等に当たらない限り、参加資格確認申請書の提出後に配置予定技術者の変更を認めないとする本市の入札手続の運用に裁量の逸脱・濫用があるとは認められないこと、

本市の対応に国家賠償法１条１項所定の違法行為があったとはいえないこ

と、

等から、原告の請求を棄却する第一審判決は相当であるとして、本件控訴は棄却されました。

本件については、上告期間内に相手方による上告がなされなかったため、控訴審の判決が確定したことをあわせてご報告いたします。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(令和6年第4回多摩市議会定例会)